資料３

横須賀市立小中学校適正配置審議会について

１　設置目的

教育環境のより適正な整備を図るべく、横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法第 138 条の４第３項の規定による附属機関として、横須賀市立小中学校適正配置審議会を設置する。

２　検討体制・組織

教育委員会は附属機関である横須賀市立小中学校適正配置審議会に諮問します。

審議会は、地域ごとに学校関係者、保護者、地域の方々で構成する地域別協議会に意見聴取を行い、検討します。

教育委員会は、審議会からの答申を受けて、教育環境の整備についての方策を決定します。

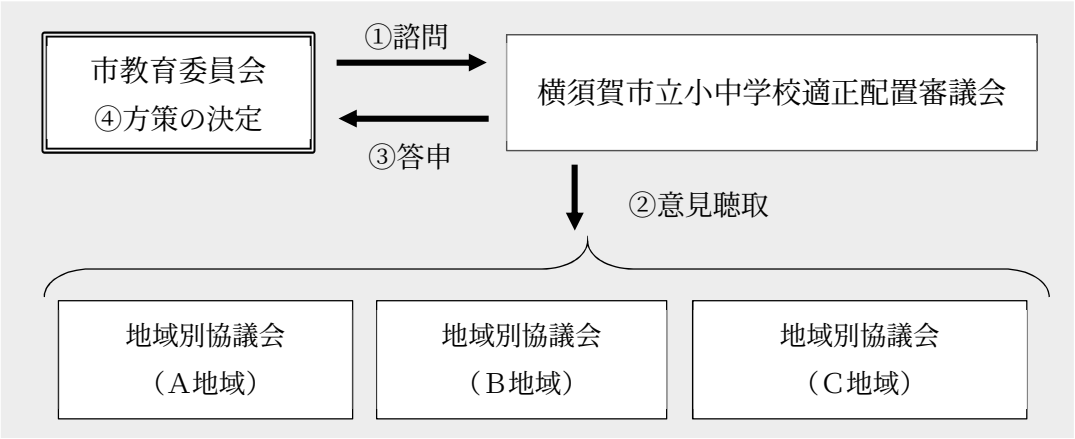

３　審議会委員

横須賀市立小中学校適正配置審議会委員

令和４年５月１日現在

No	氏　　名	役　職　等
1	出　石　　稔	関東学院大学 法学部教授
2	上　田　　滋	横須賀市連合町内会代表
3	黒　川　　理　美	小学校校長会代表
4	櫻　井　　聡	横須賀市ＰＴＡ協議会 会長
5	外　川　　翔　大	三浦半島地区教職員組合 書記長
6	藤　枝　　聡	立教大学 総長室次長
7	宮　田　　丈　乃	横須賀市保育会 会長

（敬称略　50 音順）